

北海道警察北見方面本部告示第39号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年10月14日

北海道警察北見方面本部長 田 中 昭 彦

1 入札に付す事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北見方面本部総合庁舎ほか除排雪業務

ア 調達をする役務

(ア) 北見方面本部総合庁舎、警察学校北見方面分校及び射撃場（以下「総合庁舎等」という。）における作業委託（業務1時間当たりの単価）

- a 除雪ドーザ（ホイール型、11 t 級、マルチプラウ）による作業
- b 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット2.1m³）による作業
- c ダンプトラック（10 t 級以上、差枠付）による作業
- d 交通誘導警備員による作業

(イ) 北見運転免許試験場（以下「試験場」という。）における常駐委託 一式

- a 除雪ドーザ（ホイール型、11 t 級、マルチプラウ） 1 台
- b 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット0.8m³） 1 台

(ウ) 試験場における作業委託（業務1時間当たりの単価）

- a 常駐作業
 - (a) 常駐除雪ドーザ（ホイール型、11 t 級、マルチプラウ）による作業
 - (b) 常駐除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット0.8m³）による作業
- b 常駐以外の作業
 - (a) 除雪ドーザ（ホイール型、11 t 級、マルチプラウ）による作業
 - (b) 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット0.8m³）による作業
 - (c) 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット2.1m³）による作業
 - (d) ダンプトラック（10 t 級以上、差枠付）による作業
 - (e) 普通作業員による作業

イ 調達予定数量

(ア) 常駐委託 一式

令和8年12月1日から令和9年3月15日までの99日間

（令和8年12月29日から令和9年1月3日までの6日間は除く。）

(イ) 作業委託

- a 常駐作業
 - (a) 除雪ドーザ（ホイール型、11 t 級、マルチプラウ）による作業 127時間
 - (b) 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット0.8m³）による作業 19時間
- b 除排雪作業（総合庁舎等及び試験場の常駐以外の作業）
 - (a) 除雪ドーザ（ホイール型、11 t 級、マルチプラウ）による作業 39時間
 - (b) 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット0.8m³）による作業 1 時間
 - (c) 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット2.1m³）による作業 12時間
 - (d) ダンプトラック（10 t 級以上、差枠付）による作業 36時間
 - (e) 交通誘導警備員による作業 23時間
 - (f) 普通作業員による作業 8 時間

(2) 調達をする役務の仕様等

北見方面本部総合庁舎ほか除排雪業務処理要領による。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

- ア 北見市青葉町6番1号 北見方面本部総合庁舎
イ 北見市中央三輪7丁目446番地69、中央三輪8丁目15番地3 警察学校北見方面分校及び射撃場
ウ 北見市大正141番1 北見運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年北海道警察北見方面本部告示第36号に規定する北見方面警察施設敷地除排雪業務委託契約に関する資格を有すること。
(2) 契約期間内において、必要とされる時間に委託契約の実施場所において、次のとおり除排雪作業に必要とする機械・作業員等を稼働させ、業務を実施できること。

ア 北見方面本部総合庁舎、警察学校北見方面分校及び射撃場

機械・作業員等	規 格
除雪ドーザ	ホイール型、11 t 級、マルチブラウ
除雪ドーザ	ホイール型、スノーバケット2.1m ³
ダンプトラック	10 t 級以上、差枠付
交通誘導警備員	

イ 北見運転免許試験場

- (7) 機械を常駐する期間（令和8年12月1日から令和9年3月15日までの間（令和8年12月29日から令和9年1月3日までを除く。））
(4) 機械を常駐しない期間（契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで及び令和9年3月16日から令和9年3月31日までの間）

機械・作業員等	規 格
除雪ドーザ	ホイール型、11 t 級、マルチブラウ
除雪ドーザ	ホイール型、スノーバケット0.8m ³
除雪ドーザ	ホイール型、スノーバケット2.1m ³
ダンプトラック	10 t 級以上、差枠付
普通作業員	

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(2)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年10月14日（水）から同年10月30日（金）まで（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条に規定する北海道の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号090-8511 北見市青葉町6番1号
北海道警察北見方面本部会計課管財係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部3階 303号会議室（送付による場合は、3の(1)のウへ送付のこと。）

(2) 入札日時 令和8年11月9日（月）午後1時30分（送付による場合は、令和8年11月6日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

(1) 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 単価契約に係るもの（1の(1)のアの(ア)及び(イ)）については、免除する。

8 送付による入札の可否

認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（1の(1)のアの(ア)及び(イ)に係るものについては、単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の(1)のアの(ア)及び(イ)に係るものについては、単価）の制限の範囲内である価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の1の(1)のアの(イ)に係る額及び1の(1)のアの(ア)及び(イ)に係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 除雪箇所図面の閲覧

除雪箇所図面は、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、上記3の(1)のアの期間中、上記4の場所において閲覧を行うことができるものとする。

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 低入札価格調査の基準価格
設定していない。
- (3) 最低制限価格
設定していない。
- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
1の(1)のアの(イ)に係るものは見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を、1の(1)のアの(ア)
及び(ウ)に係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
- イ 1の(1)のアの(イ)に係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する
額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）
とする。
- ウ 1の(1)のアの(ア)及び(ウ)に係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費
税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか
を申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者
がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名 称 北海道警察北見方面本部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号090-8511 北見市青葉町6番1号
- ウ 電話番号 0157-24-0110 内線2243
- (6) 前金払
前金払はしない。
- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払い
部分払はしない。
- (9) 郵便等による入札における再度入札
郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することがで
きない。
- (10) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (11) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (12) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (13) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定に
よる流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払
請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債
権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (14) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。